

最高裁秘書第1605号

令和4年5月31日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

答申書の写しについて（送付）

下記の諮問については、令和4年5月24日に答申（令和4年度（情）答申第1号）をしたので、答申書の写しを送付します。

記

諮問番号 令和3年度（情）諮問第33号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（4233）5249（直通）

諮詢日：令和3年12月8日（令和3年度（情）諮詢第33号）

答申日：令和4年5月24日（令和4年度（情）答申第1号）

件名：東京地方裁判所において出版社に対する判決書の貸出しに関する個人情報提供の同意を事件当事者から取り付ける方法が書いてある文書の不開示判断（不存在）に関する件

答申書

第1 委員会の結論

「出版社に対して定期的に判決書を貸し出すことに対する個人情報提供の同意を、事件当事者から取り付ける方法が書いてある文書（最新版）」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、東京地方裁判所長が、本件開示申出文書は作成し、又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、東京地方裁判所長が令和3年10月18日付で原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮詢がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

本件開示申出文書が本当に存在しないか不明である。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

1 本件開示申出については、申出内容を「出版社に対して定期的又は不定期に判決書の写しを貸し出すことに対する個人情報提供の同意を、事件当事者から取り付ける方法が書いてある文書（最新版）」と整理した上で、原判断庁において、本件開示申出に係る文書を探索したが、該当文書は存在しなかった。なお、裁判所には、「個人情報の保護に関する法律」（令和3年法律第37

号による改正前のもの。以下同じ。) 及び「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」(令和3年法律第37号による廃止前のもの。以下同じ。)の適用がないことから、前記「同意」については、「裁判所が司法行政事務に関して保有する個人情報の取扱要綱」(以下「保有個人情報要綱」という。)記第2の6の(2)のアの「本人の同意」を指すものと整理した。

2 原判断庁では、出版社に対する判決書写しの提供は「学術研究の目的・・・その他保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき」(保有個人情報要綱記第2の6の(2)のエ)に該当するため、提供に当たって「本人の同意」を要しない(同(2)本文)と整理していることから、出版社に対して判決書の写しを貸し出す際に事件当事者から個人情報提供の同意を取っていない。したがって、原判断庁において、本件開示申出に係る文書を作成又は取得する必要はない。

なお、原判断庁が判決書の写しを出版社に貸し出す際には、事件当事者等の名誉権やプライバシー権にも配慮して、「利用目的は各社発刊に係る雑誌等における判例紹介、判例・法律雑誌に掲載し又はその検討をすることに限定されること」、「異なる使用をする場合には、別途裁判所の許可を得る必要があること」及び「判例・法律雑誌に掲載する場合には、特別の条件が付されない限り、当事者を含む個人の氏名、会社名及び地名(市、郡、東京都の特別区より小さい行政区画、地番等)を全て仮名処理すること(マスキングや一部仮名処理がされている判決書写しであっても、マスキングや仮名処理された部分以外に個人の氏名等が記載されている場合があることに注意する。)」などといった条件を付している。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮詢について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和3年12月8日 諒問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受

③ 令和4年4月14日 審議

④ 同年5月19日 審議

第6 委員会の判断の理由

1 最高裁判所事務総長の説明によれば、原判断庁は、本件開示申出について、「出版社に対して定期的又は不定期に判決書の写しを貸し出すことに対する個人情報提供の同意を、事件当事者から取り付ける方法が書いてある文書（最新版）」の開示を申し出るものと整理した上で、上記「同意」については、保有個人情報要綱記第2の6の(2)のアの「本人の同意」を指すものと整理したことであり、本件開示申出書の記載並びに裁判所には個人情報の保護に関する法律及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律が適用されないと踏まえれば、本件開示申出について上記のとおり整理したことは合理的である。

最高裁判所事務総長の説明によれば、原判断庁では、出版社に対する判決書写しの提供は「学術研究の目的・・・その他保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき」（保有個人情報要綱記第2の6の(2)のエ）に該当するため、提供に当たって「本人の同意」を要しない（同(2)本文）と整理していることから、出版社に対して判決書の写しを貸し出す際に事件当事者から個人情報提供の同意を取っていないとのことである。そして、当委員会庶務を通じて確認したところ、原判断庁が判決書の写しを出版社に貸し出す際には、利用目的は各社発刊に係る雑誌等における裁判例の紹介として掲載し又はその検討をすることに限定されること、異なる使用をする場合には、別途裁判所の許可を得る必要があること及び雑誌等に掲載する場合には、特別の条件が付されない限り、当事者を含む個人の氏名、会社名及び地名（市、郡、東京都の特別区より小さい行政区画、地番等）を全て仮名処理すること（マスキングや一部仮名処理がされている判決書写しであっても、マスキングや仮名処理された部分以外に個人の氏名等が記載されている場合があることに注意する。）など

の条件を付していることが認められた。上記確認結果によれば、原判断庁が出版社に対し判決書の写しを提供する際の判決書の写しの利用目的については、原則として、各社発刊に係る雑誌等に裁判例の紹介として掲載し又はその検討をすることに限定されていること、利用に当たっては利用目的に沿うように運用されるように図られていることなどを踏まえれば、原判断庁において、出版社に対する判決書写しの提供について「学術研究の目的・・・その他保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき」（保有個人情報要綱記第2の6の(2)のエ）に該当するとし、提供に当たって「本人の同意」を要しない（同(2)本文）と整理していることは合理的である。したがって、最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。そのほか、東京地方裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

よって、東京地方裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められる。

2 以上のとおり、原判断については、東京地方裁判所において本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 門 口 正 人

委 員 長 戸 雅 子